えひめ電子入札共同システム導入について

伊方町では、愛媛県及び県内自治体が参加する「えひめ電子入札共同システム」 による電子入札を下記のとおり実施します。

記

- 1 電子入札適用案件 伊方町が発注する建設工事及び建設工事に係るコンサルタント業務
- 2 電子入札開始時期 令和2年10月中旬以降の公告案件より(予定)
- 3 電子入札参加資格

伊方町入札参加有資格業者名簿に登載されている業者様

- ※10月中旬以降の公告案件までに電子入札の事前準備、利用登録が間に合わない業者様につきましては、その間は、従来通りの紙入札方式での参加となります。
- ※電子入札を希望されない業者様につきましても、従来通りの紙入札方式での 参加となります。
- ※紙入札方式での参加の場合は、紙入札方式参加承諾願(様式1)の提出が必要となります。
- 4 電子入札に参加を希望する各業者様にしていただくこと
 - (1) 電子証明書 (IC カード) の購入

電子入札に参加するためには、電子証明書 (IC カード) が必要ですので「えひめ電子入札共同システム導入に伴う説明会—資料3-」の19Pに掲載している指定認証事業者 (認証局) から電子証明書を購入してください。

(2) 電子入札システム利用者登録申請

電子入札システムに参加するためには、事前に伊方町に対して利用者登録が必要です。

既に愛媛県や他市町の電子入札に参加している業者様につきましても、 伊方町に対して電子入札への利用者登録が必要となります。

登録申請書受付確認後、各業者様に「利用者登録番号」、「パスワード」の交付通知書を送付します。

- ① 利用者登録申請受付期間(10月中旬以降の入札公告より参加の場合) 令和2年9月11日(金)~令和2年10月9日(金)
 - ※10 月 12 日 (月) 以降も、順次利用者登録申請受付を行います。利用者 登録が完了するまでは、従来通りの紙入札方式での参加となります。

- ② 利用者登録申請提出書類
 - i) 利用者登録申請書(様式4)
 - ii)電子証明書発行申請書の写し**又は**認証局から発行される登録確認 票等の証明書の内容が示された書類の写し
 - iii) 電子証明書(ICカード) のコピー(両面)
 - iv) 返信先住所を記載し、切手を貼った返信用封筒 ※返信先住所は、申請書の申請者住所としてください。申請書の住所と異なる 場合は、返信できません。
- ③ 利用者登録申請提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出場所

796-0301

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場総合政策課財政管理室 TEL 0894-38-2659 (直通)

⑤ その他

「利用者登録番号」、「パスワード」の交付通知書は、9月28日以降 に、申請業者様に順次発送をいたします。もし、交付通知書が届かない 場合は、上記連絡先へお問い合わせください。

(3) えひめ電子入札共同システムへの利用者登録

伊方町から交付した「利用者登録番号」、「パスワード」を利用して「え ひめ電子入札共同システム」に業者様のパソコンから利用者登録をして ください。

伊方町のえひめ電子入札共同システムの利用者登録開始は令和2年 10月1日からとなります。(変更の場合は、ご連絡いたします。)

5 その他

- (1)「えひめ電子入札共同システム」の操作方法や電子入札用パソコンの設定については「えひめ電子入札共同システム導入に伴う説明会-資料3-」及び「えひめ電子入札共同システムポータルサイト」のホームページに掲載されていますので参照してください。
- (2) 電子証明書 (ICカード) の購入及び設定について
 - ・「えひめ電子入札共同システム導入に伴う説明会-資料3.19P-」に 掲載している指定認証事業者(認証局)からICカード及びICカード リーダを購入し、設定を行います。
 - ・I Cカードの申し込みから発行(購入)までの期間は、認証局によって様々ですが、提出書類に不備がない場合で、1週間から2週間程度かかります。既にえひめ電子入札を行っている業者様については、ご使用のI Cカード、I Cカードリーダはそのまま使用可能です。
 - ・認証申請には、申請者が法人の場合「名義人個人の住民票」、「名義人個

人の印鑑登録証明書」、「商業登記簿謄本(登録事項証明書)」、「代表印の 印鑑証明書」等が必要です。

- ・I Cカードの名義人は、伊方町へ入札参加資格審査申請書を提出している会社の代表者としてください。ただし、年間委任状を受けている受任者(支店長、営業所長等)がいる場合は、その受任者としてください。よって、既に他自治体の電子入札のために I Cカードを取得されている場合でも、その名義人がその受任者でない場合は新たにその受任者を名義人とした I Cカードが必要です。
- (3) 利用者登録がまだ終わっていない業者様の入札参加方法について
 - ・10月中旬以降の公告案件より電子入札方式となりますが、ICカードの発行手続き、パソコンの設定をして利用者登録をするには一定の期間が必要となります。利用者登録が完了するまでは、紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出して頂いた形で、従来通りの紙入札方式での参加となります。利用者登録が完了次第、電子入札での参加ということになります。
- (4) 紙入札方式で参加される場合の方法について
 - ・電子入札を希望されない業者様につきましては、従来通りの紙入札方式 での参加となります。入札公告については、電子入札システムからも閲 覧ができますが、これまで通り伊方町のホームページでも閲覧できるよ うに掲載いたします。
 - 紙入札方式の方法につきましても、入札公告に記載をいたします。
 - ・紙入札方式で参加する場合は、紙入札方式参加承諾願(様式1)を入札 公告で定められた入札参加資格申請書提出期間中に提出して頂きます。 設計図書の閲覧や提出書類については、従来通り、役場に来て頂いての 対応となります。
 - ・指名競争入札による指名業者様で、電子入札に利用者登録をしていない 業者様については、従来通り、文書にて指名通知を行います。
 - ・電子入札方式に移行したことにより、紙入札方式にて参加されます業者 様についても、入札当日は、会場に来なくても構わなくなります。入札 の前日までに入札書、工事費内訳書を事前に提出してもらう形となりま す。入札の結果については、後日、文書にて通知するという形となりま す。
- (5)電子入札の運用につきましては、伊方町電子入札運用基準(工事・業務) と、伊方町建設工事入札者心得(電子入札用)を令和2年10月に制定し、 ホームページ上でお知らせすることとしています。